

(公印省略)
伊監第14号
令和7年4月21日
(2025年)

様

伊丹市監査委員 佐藤 文裕

伊丹市監査委員 齊藤 真治

監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第14項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

記

1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

2 監査の対象部局

市民自治部	市民サービス室	市民課
	共生推進室	同和・人権・平和課、男女共同参画課、人権啓発センター
選挙管理委員会事務局	—	—
教育委員会事務局 学校教育部	—	学校教育課、保健体育課、小学校給食センター、中学校給食センター
教育委員会事務局	人権教育室	人権教育担当

3 措置を講じた部局

市民自治部	市民サービス室	市民課
	共生推進室	同和・人権・平和課、人権啓発センター
教育委員会事務局 学校教育部	—	保健体育課、中学校給食センター

4 監査の期間

令和7年(2025年)1月7日～令和7年(2025年)3月19日

5 監査結果提出日

令和7年(2025年)4月10日

6 措置の内容

別紙令和7年(2025年)4月16日付け伊市市市第66号及び令和7年(2025年)4月17日付け伊教委学学第265号の通知文書のとおりです。

(公印省略)
伊丹市市第66号
令和7年4月16日
(2025年)

伊丹市監査委員 佐藤 文裕 様

伊丹市監査委員 齊藤 真治 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

市民自治部	市民サービス室	市民課
共生推進室	同和・人権・平和課、男女共同参画課、 人権啓発センター	

2 措置を講じた部局

市民自治部	市民サービス室	市民課
共生推進室	同和・人権・平和課、人権啓発センター	

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

4 監査の期間

令和7年(2025年)1月7日～令和7年(2025年)3月19日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

市民課

指 摘 事 項	回 答
<p>Ⅰ 財産管理について</p> <p>(Ⅰ) 切手等の管理について</p> <p>市民課で保有している切手及びレターパックの管理状況について調査したところ、調査日において、保管枚数と各使用簿の残数は一致していましたが、使用者や使用目的、使用枚数等が記録されておらず、現金に準じる金券類の管理として不十分です。</p> <p>また、毎月所属長により確認欄に押印されていましたが、担当者による確認欄が設けられていらず、複数人での枚数確認が為されていませんでした。今後は各管理簿に使用履歴を記録し、定期的に複数人で確認を行う体制を構築してください。</p>	<p>ご指摘を踏まえ令和7年度より管理簿を使用者、使用目的、使用枚数といった使用履歴を明らかにし複数人で確認できるものに作り替え、運用するようにいたします。</p>

監査結果に対する措置について

同和・人権・平和課

指 摘 事 項	回 答
<p>Ⅰ 財産管理について</p> <p>(Ⅰ) 準公金等の管理について</p> <p>同和・人権・平和課の準公金等を保管する金庫の管理について確認したところ、金庫を格納するキャビネットは執務時間終了後も施錠されず、また、キャビネットの鍵を同キャビネット内で保管していました。紛失・盗難等、セキュリティ上のリスクを認識し、今後は、キャビネットの施錠、鍵の保管等について、適切な管理を行ってください。</p>	<p>ご指摘の内容について、今後は執務時間終了後は施錠し、鍵は課長・主査級で保管し、適切な管理を行います。</p>

監査結果に対する措置について

人権啓発センター

指 摘 事 項	回 答
<p>1 収入事務について</p> <p>(1) 講座収入の収納について</p> <p>令和6年度の児童館事業に係る講座等参加料収入について、受講者から収納した都度金庫に保管し、受講者全員分が揃ってからまとめて指定金融機関等へ払い込んでいました。収納した日から指定金融機関への払込みまで1カ月以上経過している事例もありました。</p> <p>伊丹市会計規則第16条では、収納金は、即日又は翌日（その日が指定金融機関等の休業日にあるときは、その直後の指定金融機関等の営業日）中に指定金融機関等に払い込まなければならない旨定められています。</p> <p>伊丹市会計規則にのっとり、適切に事務を行ってください。</p> <p>2 支出事務について</p> <p>(1) 配管等洗浄委託に係る契約事務について</p> <p>配管等洗浄委託契約について、①浴槽排水管洗浄及び浴室排水槽清掃作業、②浴槽循環配管洗浄作業、③浴槽水質検査の3業務に分けて、各々が規則に定める額を超えない予定価格であるものとして同一業者と随意契約を締結しています。しかし、一連の業務を分割する必要性を確認したところ合理的な理由が示されなかつたことから、当該契約の締結は適切ではありません。今後は、競争入札による契約とするよう事務を改めてください。</p>	<p>今後は受講者から受領した参加料は、即日又は翌営業日に金融機関へ速やかな払い込みを行い、伊丹市会計規則にのっとった適切な収納事務を行ってまいります。</p> <p>ご指摘のとおり、当該3業務は配管洗浄を経て水質検査を行う一連のものであり、予定価格に照らし合わせると競争入札で行うべき案件であるため、令和7年度からは競争入札を実施し、適切な契約事務を行ってまいります。</p>

(公印省略)
伊教委学字第265号
令和7年4月17日
(2025年)

伊丹市監査委員 佐藤 文裕 様

伊丹市監査委員 齊藤 真治 様

伊丹市教育長 太田 洋子

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

学校教育部 学校教育課、保健体育課、小学校給食センター、
中学校給食センター

2 措置を講じた部局

学校教育部 保健体育課、中学校給食センター

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

4 監査の期間

令和7年(2025年)1月7日～令和7年(2025年)3月19日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

保健体育課

指 摘 事 項	回 答
<p>Ⅰ 財産管理について</p> <p>(Ⅰ) 任意団体に係る出納簿の確認等会計の管理状況について</p> <p>保健体育課は、全国高等学校なぎなた選抜大会実行委員会、伊丹市学校保健会、伊丹市中学校部活動推進委員会の事務局を担い、同課職員がその会計事務を行っています。</p> <p>令和6年度の各出納簿を確認したところ、いずれの会計も複数名での定期的な確認が為されていませんでした。とりわけ伊丹市学校保健会では、従前の不適切な処理から適切な事務に改善されたことを令和4年度のフォローアップ監査で確認していたものが、再び不適切な状態に後退しており元の木阿弥となっています。</p> <p>改めて、3団体の会計共に、複数人による定期的な残高確認など、適切な事務を執行する体制を構築してください。</p>	<p>ご指摘の点につきまして、今後は3団体共に四半期ごとに複数人で残高確認等を行い、適切な会計処理に努めます。</p>

監査結果に対する措置について

中学校給食センター

意 見	講 じ た 措 置
<p>Ⅰ 財産管理について</p> <p>(Ⅰ) 研修室の有効活用について</p> <p>中学校給食センターは、「伊丹市中学校給食基本計画」において「これからの中学校給食施設については、単に給食を作る施設ではなく、様々な食育活動や食育に関する情報発信を通じて、生徒をはじめ多くの市民が食の大切さや健康との関わりなど、食に対する関心を高めるような取り組みが期待されています。」として調理過程を見学できる建物設計とし、研修室などの食育関連施設を整備しました。</p> <p>食育活動の観点から施設の運用状況を調査すると、平成29年6月の本格稼働後、調理見学会や給食試食会等を開催していますが、給食試食会は令和5年度に2回、令和6年度は3回（令和7年1月末時点）に留まっています。調理設備、各種備品を揃え、映像・音響システムを備えた研修室の使用状況は低調で、コロナ禍が大きく影響したことを考慮しても食育活動や食育に関する情報発信に有効活用されているとは言えない状況です。</p> <p>基本計画に企図した目的に沿って事業を計画、実施し充実を図られるよう意見します。</p>	<p>今後については、「伊丹市中学校給食基本計画」を再確認したうえで、食育活動や食育に関する情報発信等の充実を図ることが出来る事業の計画、実施に努めてまいります。</p>

監査結果に対する措置について

中学校給食センター

指 摘 事 項	回 答
<p>Ⅰ 財産管理について</p> <p>(Ⅰ) 備品の管理について</p> <p>中学校給食センター2階の研修室には、映像・音響システム機器や移動式プロジェクターが設置されています。映像・音響システム機器は取得金額が50万円を超えるため重要物品として管理する必要がありますが、これらの物品は備品台帳に登録されていませんでした。</p> <p>これは、中学校給食センター整備工事の際に設置された物品の登録漏れによるものです。</p> <p>伊丹市会計規則第106条第2項には、物品管理者及び物品担当者は、物品の保管について、善良な管理者の注意を怠ってはならない旨が規定されています。特に重要物品については、地方自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条第2項により決算の添付書類である財産に関する調書に記載されるものです。</p> <p>備品台帳を正しいものに改めるとともに、今後は適切な管理を行ってください。</p>	<p>中学校給食センター2階の研修室に設置している映像・音響システム機器につきましては、重要物品として備品台帳に登録いたしました。</p> <p>伊丹市会計規則第106条第2項を改めて確認し、今後、物品管理について適切な管理を行ってまいります。</p>